

当日、投票所へ行けないときは

期日前投票

投票日に仕事やレジャーなどで投票所に行けない人は、期日前投票ができます。投票所入場券を持参してください。なお入場券を忘れても、本人であると確認できれば投票できます。

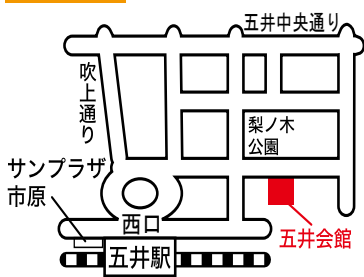
期間・期日前投票所 (1) 4月2日(土)～9日(土)・市役所 (2) 4月4日(月)～9日(土)・アネッサ、五井会館、青少年会館、市津・南総・加茂支所
時間 午前8時30分～午後8時

期日前投票所地図(市役所を除く)

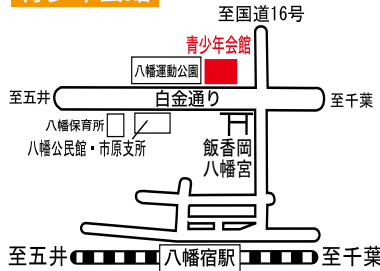
アネッサ



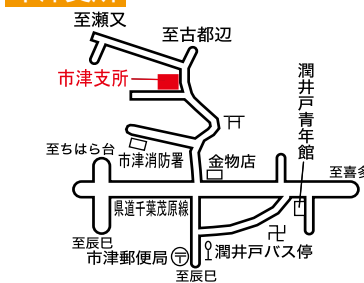
五井会館



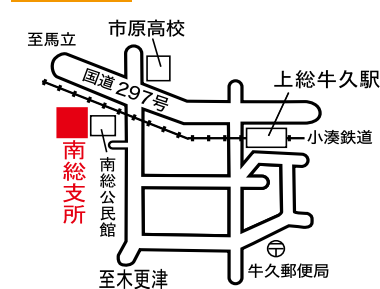
青少年会館



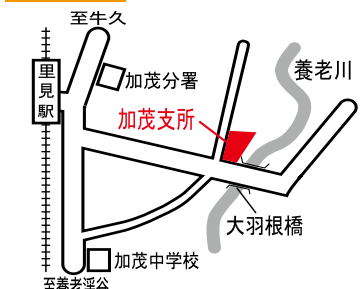
市津支所



南総支所



加茂支所



不在者投票

指定された病院や施設での投票 入院・入所先が市選挙管理委員会事務局に問い合わせてください。

滞在地先での投票 出張などで市外に長期滞在している人は、滞在地先で不在者投票ができます。市選挙管理委員会事務局に投票用紙の交付を請求してください。

郵便などによる投票 身体に重度の障がいがあり(両下肢1級か2級の身体障害者手帳を持っている、介護保険被保険者証が要介護5など)、投票所に行くことが難しい人は、郵便などによる投票ができます。事前に市選挙管理委員会事務局で『郵便等投票証明書』の交付を受けてください。

投票は午後8時まで
投票の日時・場所 4月10日(日)午前7時～午後8時・市内94の投票所
※期日前投票(左囲み参照)もできます。
投票できる人 日本に国籍があり、次の要件を満たす人 (1)平成3年4月11日以

前に生まれた人 (2)平成22年12月31日までに本市に住民登録をし、引き続き市内に住んでいる人
平成23年1月1日以後に本市に住民登録をした人の投票方法は、次のとおりです。▼前住所が県内にあつた人⇨前住所地で投票。この場合、市区町村長が発

行する『引き続き県内の区域に住所を有する旨の証明書』が必要です。詳しくは問い合わせてください。▼前住所が県外にあつた人⇨投票できません。
選挙人名簿の縦覧(自由に見ること) 4月1日(金)午前8時30分～午後5時・市役所

投票所入場券 世帯ごとに封書で郵送します(1通につき5人分まで。6人以上の世帯は2通以上)。同券には投票所名などを記載しています。投票日に本人が持参してください。
入場券を紛失したときや忘れたときでも、運転免許証などで本人であると確認できれば投票できます。
選挙公報 選挙公報には候補者の経歴や政見などが掲載されています。同公報は4月6日(水)に新聞折り込みで配布します。折り込む新聞は、朝日、毎日、読売、産経、日本経済、東京、千葉日報です。市役所や支所、公民館などでも入手できます。新聞を購読していない人

や、点字・拡大文字版を利用する人は問い合わせを。
その他 今回の選挙に限り、従来の投票所『玉泉幼稚園』は『門前町会会館』に変更になりました。
即日開票
開票所 中央武道館で即日開票します。参観する人は、上履きを持参してください。
なお駐車場が少ないので、参観する人は係員の指示に従ってください。
投票・開票の状況と結果
テレホンサービス ☎0180-4499と市ウェブサイトにお知らせします。

問合せ先
Web 市選挙管理委員会事務局
☎(23)9817

『生かそうよ あなたの権利と 大事な意見』千葉県明るい選挙啓発標語
千葉県議会議員一般選挙は、4月1日(金)に告示され、4月10日(日)が投票日です。あなたの1票を県政に生かすため、投票しましょう。

千葉県議会議員選挙は4月10日(日)



市原市福祉手当の申請を

右表のとおり、身体や知的、精神に障がいのある人は『市原市福祉手当』を受給できますので、申請してください。現在受給中の人は申請不要です。

なお右表のうち、次の人は対象になりません。(1)特別障害者手当が障害児福祉手当を受給中の人。(2)特別養護老人ホームなどの施設に入所中の人。

支給額 障がいの種類や等級、年齢により、月額 3,500～11,000円

申請方法 障がい者支援課にある申請書に必要事項を書き、郵送か窓口で申請する。

窓口の場合は、印鑑と手帳(身体障害者・療育・精神障害者保健福祉)、振り込み先口座の通帳を持参してください。

ねたきり身体障がい者の申請には、民生委員が身体障害者相談員による証明書も必要です。詳しくは問い合わせを。

申請・問合せ先 Web 障がい者支援課 (〒290-8501) ☎(23) 9815

市原市福祉手当の対象となる障がいの状態など

年齢	障がいの状態など
20歳未満	身体障がい児(身体障害者手帳1～4級)
	知的障がい児(療育手帳A～B1)
	重複障がい児(身体障害者手帳1・2級と療育手帳A～A2)
20歳以上	精神障がい児(精神障害者保健福祉手帳1級)
	身体障がい者(身体障害者手帳1・2級)
	重度知的障がい者(療育手帳A～A2)
	精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級)
	ねたきり身体障がい者(65歳未満で介護保険制度を利用していない)

